

# 令和5年度しまね田舎ツーリズム親子体験広報事業業務仕様書

## 1. 事業目的

島根県は、都市住民等（体験者）に、農山漁村の生活体験・民泊体験を通じて島根県の自然・風土・歴史・文化などに触れ地域住民（実践者）と交流してもらおうと同時に、地域自らが自信と活性化を生み出すための取組として平成17年度より「しまね田舎ツーリズム」を推進している。

しまね田舎ツーリズムで提供する田舎体験のうち、親子で参加出来る体験を特定の期間、集中的に広報し体験者の獲得につなげることでしまね田舎ツーリズムの更なる推進を図る。

## 2. 委託事業名

令和5年度しまね田舎ツーリズム親子体験広報事業

## 3. 委託期間

契約締結日～令和6年1月30日

## 4. 業務内容

キャンペーンの実施による「しまね田舎ツーリズム」の広報及び誘客促進

### (1) 広報事業実施概要

下記表のとおり、2度実施する。

	①夏実施	②秋実施
実施時期	令和5年8月1日～8月31日	令和5年11月1日～11月30日
実施エリア ※募集する実践者の範囲	県西部	県全域
主なターゲット	親子（子は概ね4歳～12歳を想定）	

### (2) 業務の実施

① 事業全体のコーディネート

② 実践者募集資料の作成

・実践者に向けた募集要綱及び募集チラシを作成し、しまね田舎ツーリズム推進協議会（以下、協議会）に提出する

※提出された募集資料を用いて協議会から各実践者へ本事業参加の呼びかけを行う。

③ 掲載希望の受付及び掲載情報の整理

・しまね田舎ツーリズム実践者等から掲載希望を受け、体験プログラム内容の情報を収集・整理し、必要に応じて実践者と調整して文言等修正を行う

④ 広報パンフレットの作成・周知

・プログラム情報を取りまとめたパンフレットを作成し、ターゲットとなる層へ配布・周知する

⑤ 特設WEBサイトの開設・広報

・プログラム情報を広く発信するための特設WEBサイトを開設する

・同サイトに予約受付窓口の情報または受付フォームを設置し、サイト訪問者に対して円滑に予約受付窓口を案内すること

- ・特設サイトは「しまね田舎ツーリズムポータルサイト」内に作成することや、同サイトに特設サイトへのリンクを設ける等により、同サイト訪問者にも効率よく周知できるよう工夫すること
- ⑥ イベント保険の加入  
キャンペーンの各プログラムの実施にあたり、リスクに応じて必要なイベント保険に加入すること
- ⑦ 予約受付窓口の開設及び運営
  - ・予約受付窓口（電話/メール等）を開設し、運営を行う
  - ・予約受付状況を実践者等に随時共有し、体験希望者の受入が可能であることを確認すること
  - ・体験希望者に、体験受入の可否を連絡すること
  - ・キャンセル（体験者都合、実践者都合どちらでも）発生時の連絡体制を明確にし、運用すること

### (3) 事業の検証

プログラム体験者、プログラム実施者へアンケートを実施し、当業務における効果を検証のうえ、報告書を作成し島根県に提出する。

## 5. 委託業務の実施計画

事業実施に先立ち実施計画を提出し、県と打ち合わせのうえこれに基づき委託業務を実施すること。ただし、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、県と協議の上、計画の変更を行うことができる。

夏実施、秋実施それぞれについて、広報するプログラム数及びその定員が分かった時点で体験者の目標値を県と協議のうえ定めることとする。

## 6. 経理

- (1) 受託者は、本委託費の経理に当たっては、正規の帳簿を整備して委託費の支出及び委託事業により発生した収入をその都度記録すること等により、当該委託費と他の事業経費との経理を明確に区分すること。

また、委託費からの旅費の支出は、当該委託事業の実施と直接関係のある出張又は用務に従事した場合に限ること。

- (2) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

## 7. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに、県に提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務の実施状況
- (3) 委託業務に要した事業費
- (4) 委託業務実施による成果

## 8. 支払条件等

- (1) 概算払請求を行う場合は、概算払請求書（県が別途定める様式）により提出すること。
- (2) 委託業務終了後、確定した委託料の額を上回る額が既に概算払されている場合には、その超過分を県に返還すること。

## 9. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、県担当課及び関係機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。